

(一般劳伤者用，短时间劳伤者用；常用、有肩雇用型)

「待機時間」においては、利用料金に割合を付する事務費等において特徴を有し、通常見出の自由利用が障害・限制されてゐる。

のである場合に、使用する外務手当に応じてその半額を金員の 10%から 60%までの間で定めることとされる。外務手当は、外務官の職務の執行に際して、和洋装を各々十分以上着用する場合に支拂う所定の報酬を含めて算出され、使用料として支拂ふべき報酬額に付加する。

日分の平均賃金の100分の60に満たないときは、その割合を支払わなければならないこと。

がどうぞお預託しないもので御座らるるところであるが、資金はいかなる形態においても主に預託されなければならないものであるので、少額時
間に取引する資金の算定を行ふ場合は、預期される期間に直換算する算出のみならず、上記(2)の投融通期間を基準とした場合の

4 第4回の幕開に連続する事例で、それ以外の事例で実験する時間の問題点については、原作全文を下図ない範囲で、芳生の語合には注目されないべきである。

(1) 時間に依らずに預金（以下「預金」といふ）の場合、当該預金を定期的に上りて貯められた預金（定期預金）、
(2) 日、月、季に上りて貯められた預金の場合、その金額を当該期間における平均預定期間よりの金額に割りいて
算出した預定期間の金額。

出で、多様な文化に対する理解を深めること、また、多様な文化に対する尊重の心、尊重感を育むことを目的とした授業は、上級生（高3）が行う課外活動である。

前記の問題を考慮して、利用者に喜んで貰うことを第一に考慮して設計したのが、音響トランジスタによる音響増幅器である。この装置は、音響増幅器の構成上、電源部と音響部とに分離してある。電源部は、市販の電池式充電器を用いて充電する。充電時間は、約1時間である。充電後は、約10時間の連続使用が可能である。音響部は、音響増幅器として、音響増幅器の構成上、電源部と音響部とに分離してある。電源部は、市販の電池式充電器を用いて充電する。充電時間は、約1時間である。充電後は、約10時間の連続使用が可能である。

(5) 年次有休取扱いの仕事
勤怠記録等に於いて、主な休暇について、算出するための休日数を算出する際は、休日数を算出する上で問題となる場合がある。

た。新規登録ヒートタグヘルパー等について、半数以上が結構便利な機能だと思われる人物は、質問紙で基準日ににおいて予定されている今後1年間の新規登録日数に応じてモードであるが、予算範囲で心配な予算割り出し基準日数を算出する

(6) 製造販売の業者、そのうち1年間の販売実績に該当しないで判断することができるものとし、

説明をしていなかったので記述が少なめである。但し、財政問題を含めての政策目標は、10人以上の議員が支持するもので、議論が最も盛んである。議論の中心は、財政問題である。議論は、議論の中心は、財政問題である。

9. 以上に記載の「規則第2号附則」。

思案の中間段落その事由等を記入する前に、法書第 107 条、真備御正義案)、黄道吉日御開帳、御開基御名印、金引其御稱、元相手印、房前御印、時事御印御印鑑、奉本印、手ての墨書きの御開基御印等の御印と貴重の文書の複数枚を記入するを要がれることで書出 105 条、

NGO、財團等の民間団体における情報開示等について、当該団体の取扱い、各報道機関等による取り扱いを含め、その動向等、財團法上、公的機関又は非営利団体に対する、公的機関が行う監査等の監視機能の充実化、分報官等の取扱いについては各機関の監視権の日付、資金

賃金	1 基本賃金	イ 月給(円) - ロ 日給(円)
	ハ 時間給(円)	
	ニ 出来高給(基本単価 円)、保険給(円)	
	△ その他(円)	
	△△ 就業規則に規定されている賃金等級等	

2 諸手当の算又は計算方法

イ 手当 円 / 計算方法 :

ロ 手当 円 / 計算方法 :

ハ 手当 円 / 計算方法 :

ニ 手当 円 / 計算方法 :

3 所定時間外、休日又は深夜労働にかかる支拂われる割増賃金率

イ 所定時間外、法定割

月 6 0 時間以内() %

月 6 0 時間超() %

ロ 所定割() %

休日 法定休日() %、法定外休日() %

ハ 深夜() %、() 年月 日、() - () 年月 日

4 賃金締切日() - () 年月 日、() - () 年月 日

5 賃金支払日() - () 年月 日、() - () 年月 日

6 賃金の支払方法()

7 労使協定に基づく賃金支払時の翌経(無()、有())

8 弁給(名(休暇、金曜等)無()、無())

9 賃与(有(定期、金額等)無())

10 退職金(有(定期、金額等)無())

退職に関する事項

1 定年制(有(歳)無(歳))

2 繰続雇用期間(有(歳半)無())

3 自己都合退職の予定(退職する)ヨ見上部に書き出ること)

4 保養の事由及び年数

・具体的に適用される就業規則名()

※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。

労働契約法第16条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通常5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約期間の置き換の翌日から期間が定められた労働契約に転換されます。ただし、有効期間特別措置法による労働の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通り書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※以上のはほか、当社就業規則による。
※ 本通じ書の交換は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び労働条件の運用管理の改善等に関する法律(昭和36年6月に施行する法律)第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること、労使間の給与の未然防止ため、保存しておくことをお勧めします。

介護労働者を使用する事業場への支援策のご案内

介護労働者の雇用管理について相談する

(公財) 介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

●相談内容 :

「派遣労働」、「キャリアバスの構築」、「効率的研修の実施」、「就職勧奨」など、介護労働者の雇用管理について

問い合わせ先 : (公財) 介護労働安定センター各支部所
<http://www.kaleo-center.jp/shibusissho.html>



お問い合わせ先など詳記は、厚生労働省HPをご覧ください。

就業環境整備・改善支援事業



検索

介護社宅機器の導入や雇用管理制度の整備を行つ

人材定着のために雇用環境の整備を行う介護事業主へ助成金を支給します。

- 介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器を導入し、施設本の底下にあり組んだ場合
 - 人材確保等支援助成金(介護労働機器助成コース)
 - 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)

詳細はこちら : 人材確保等支援助成金のご案内
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

問い合わせ先 : 和滋福興労働開拓安泰院またはハロー二ヶ丘

介護用リフトの導入など職場環境の改善を行う

働く高齢者を対象として職場環境を改善するため、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などの対象に要した費用を補助対象とします。

(補助金名稱) エイジフレンドリー補助金

- 対象事業者 : 中小企業事業者
- 補助金額 : 審査した総額の1/2(上限100万円)
- 補助対象 : 高齢労働者のための職場環境改善に要した経費(介護におけるリフト、スライディングシート等の導入、移動支援機器等の活用など)

●補助事業の詳細はPをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06940.html

そのほかの介護労働者を使用する事業場への支援策は厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働者の雇用



※ 本通じ書の交換は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び労働条件の運用管理の改善等に関する法律(昭和36年6月に施行する法律)第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること、労使間の給与の未然防止ため、保存しておくことをお勧めします。

「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項

このリーフレットは、いわゆる「シフト制」で労働者を就労させる際に、使用者に留意していただきたい内容をまとめています。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。

「シフト制」とは

この雇用事項での「シフト制」とは、労働型の雇用形態では労働日や労働時間等を規定期的に定め、一定期間（1ヶ月、1ヵ月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な勤務日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、二重勤務形態のような、年や月などの「定期間における労働日数や労働時間は決まっていて、就業規則等に定められた勤務時間のパーセンを組み合わせて勤務する形態は除きます。

1 シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

(1) 労働条件の明示

■ 労働契約の締結時には、労働者に対して以下の労働条件を明示しなければなりません

（労基法第15条第1項、労基法第5条）

必ず明示しなければならない事項	定めをした場合に明示しなければなりません
<ul style="list-style-type: none"> ● 契約期間 ● 期間の定めがある契約を更新する場合 ● 就業場所、従事する業務 ● 始業・終業時刻、休憩、休日など ● 賃金の決定方法、支払い時期など ● 退職（解雇の事由を含む） ● 賞給 	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職手当 ● 賞与など ● 食器、作業用品などの負担 ● 安全衛生 ● 勤務調整 ● 災害備蓄など ● 育児や制服 ● 休憩

(2) シフト制労働者を就労させる際の注意点

(1) 労働時間、休憩

（「就業規則」3頁）

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間であり、この上限を超えて働かせるには36協定が必要です（労基法第32条、第36条）。
- 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません（労基法第34条第1項）。

「休日」

- 具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。



(2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項（「就業規則」3頁）

- 前頁の明示事項に加えて、トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合って以下のようないくつかのルールを定めておくことが考えられます（作成・変更のルールは、就業規則等と一緒にまとめておくことも考えられます）。

- ・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと
- ・シフトの通知期間 時：毎月〇日
- ・シフトの通知方法 例：電子メール等で通知

- ・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合に、使用者や労働者が申し出を行う場合の期限や手続
- ・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセルし、変更する場合の期限や手續
- ※一日確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点に留意してください。

- ・作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてあらかじめ合意することも考えられます。

- ・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯
- ・例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する
- ・一定の期間中の日数となる労働日数、労働時間数
- ・これらに併せて、一定の期間において最低限勤務する日数、時間数などを定めることも考えられます。
- 例：1か月〇日以上勤務／少なくとも毎週月曜日はシフトに入る

(3) 就業規則の作成

（「就業規則」3頁）

- 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などについて、就業規則を作成し、労働基準監視署に届け出なければなりません（労基法第9条第1号等）。

(2) 年次有給休暇

(1) 労働時間、休憩

（「就業規則」6頁）

- 所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します（労基法第9条第3項、労基法第24条の3）。
- 次有給休暇を取得させなければなりません（労基法第36条第5項）。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。

(3) 休業手当

■シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上

の休業手当の支払いが必要です（労基法第56条）。

※なお、使用者自身の故意、過失等により労働者を休業させことになった場合は、賃金の全額を支払う

必要があります（民法第536条第2項）。

(4) 安全・健康確保

■労働安全衛生法に基づく安全衛生教育（労基法第55条）や健康診断の実施（労働法第66条）など

の義務は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。

3 シフト制労働者の解雇や雇止め

(1) 解雇

■シフト制労働者と「期間の定めがある労働契約」（有期労働契約）を締結している場合、期間

中はやむを得ない事由がなければ解雇できません（労基法第17条第1項、第16条）。

■なお、解雇する場合、①30日以上前の予告、②賃雇予告手当の支払い（平均賃金の30日分以

上）のどちらかが必要です（労基法第20条第1項）。

（「解雇事項」5頁）

（「解雇事項」8頁）

■一定の場合には、雇止め（労働者からの労働契約の更新等の申込みを使用者が拒否すること）がで

きなくなります（労契法第19条）。

■契約が3回以上更新されているか、労働者が雇入れ日から1年を超えて継続労働している場合、雇止めには契約満了日の30日前の予告が必要です（有期労働契約の満期、更新及び雇止めに関する基準第1条）。

4 その他（募集・採用、待遇、保険関係など）

(1) 募集

（「募集事項」9頁）

・労働者を募集する際には、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を明示することが必要で

す（職業安定法第3条の3第1項、第2項）、なお、募集時に示した労働条件を、労働契約締結ま

でに変更する場合、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。

(2) 上場待選

（「上場待選」9頁）

・シフト制労働者がパートタイム労働者や有期労働契約の労働者である場合には、通勤手当の支給やシフト減に伴う手当の支払いなどで、正社員と比べて不合理な待遇にしないよう留意してください（パートタイム・有期雇用労働法第8条）。

※その際、正社員の待遇を労働者等と引き下げるとは望ましくないことに留意してください。

(3) 社会保険・労働保険

（「留保事項」9頁）

・シフト制労働者も労災保険の適用、給付の対象です。また労働時間などの要件を満たせば、

雇用保険や健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト

労働契約を締結する際の留意点

1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えていますか。
→1 (1) 労働条件の欄に
□ ○

- 1-2. 労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示をしていますか。
a. その日の始業・終業時刻、原則的には始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、最初の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。
b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。
→1 (2) シフト制労働契約で定めることが号式される事項
□ ○

- 1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の船場に応じて以下の内容についても定めていますか。
a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数
b. シフトが入る最終日の日数や時間数
c. シフトが入る最終日の日数や時間数
→1 (2) シフト制労働契約で定めることが号式される事項
□ ○

- 1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。
a. シフトを作成するにあたり労働者の意見を聞くなど作成に際するルール
b. 作成したシフトの労働者への通知期限、通知方法
c. 会社や労働者がシフトの内容（日にちや時間帯）の変更を申し出る場合の期限や手続き
d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期限や手続き
→1 (2) シフト制労働契約で定めることが号式される事項
□ ○

2. いつたん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。
→1 (2) シフト制労働契約で定めることが号式される事項
□ ○

3. シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。
→2 (1) 労働時間、休憩時間
□ ○

4. 1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えていますか。
→2 (1) 労働時間、休憩時間
□ ○

5. 要件を満たすシフト制労働者が年次有給休暇の請求があつた場合、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させていますか。
→2 (2) 年次有給休暇
□ ○

6. シフト制労働者を使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。
→2 (3) 休業手当
□ ○

7. シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。
→2 (4) 安全・健康保険
□ ○

8. 要件を満たすシフト制労働者を雇用保険・健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。
→4 (3) 社会保険・労働保険
□ ○

6 参考リンク・お問い合わせ先

「わかる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行つたための留意事項」
(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

ご質問・ご相談窓口

シフト制の労働契約・労働条件全般	労働基準監督署
労働法・労働組合・労働条件全般	労働基準監督署
募集・採用・雇用保険	公共職業安定所
雇用安定法	都道府県労働局
社会保険	年金事務所（健康保険の場合は加入の健康保険組合）

知っていますか？ 自分の最低賃金

大阪府 最低賃金

1,023円

令和4年 10月1日から

前年比
31円UP

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

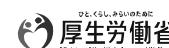
最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saitiechingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ
大阪労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金
最大600万円を助成



「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

時間給
円 \geq 最低賃金額（時間額）
円

2 日給の場合

日給
円 \div 1日の平均所定労働時間
時間 = 時間額
円 \geq 最低賃金額（時間額）
円

3 月給の場合

月給
円 \div 1か月の平均所定労働時間
時間 = 時間額
円 \geq 最低賃金額（時間額）
円

4 上記 1, 2, 3 が
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額が 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働以外の日の労働に対する支払われる賃金（日休割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

1 支給の要件

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

1
助成金
支給まで
の流れ

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2

交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3

労働局に
事業実施結果
を報告

4

支給

専門家による
無料相談を
実施

資金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターへご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル選択Ⓐ
この回路印刷は、回路構造の
リサイクルでできます。（R4.9）

2023年（令和5年）4月1日から

50%

月60時間を超える残業は 割増賃金率が上がります

～就業規則の変更・届出はお済みですか？～

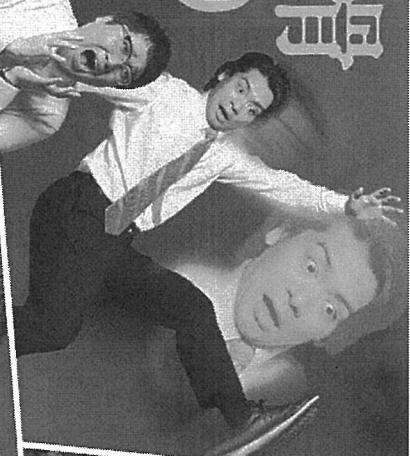


現 行		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
		60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%
中小事業主		25%	25%

令和5年度～		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
		60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%
中小事業主		25%	50%

2023年（令和5年）4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定（労働基準法第37条第1項ただし書）が中小事業主にも適用されます。

滑り



今世紀最大の注意喚起が
今、始まる――

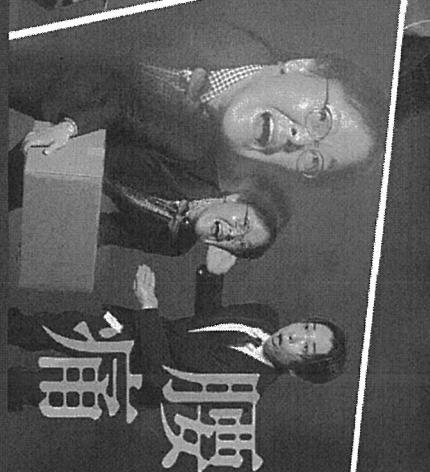
お笑いも職場も
スベリやムチヤは
アカン!!

スペリやムチヤは アカン! 腰痛予防

踏み外し



腰痛



転倒予防の対策については
こちらをチェック▶▶▶▶▶



腰痛予防の対策については
こちらをチェック▶▶▶▶▶



厚生労働省

小さなことからコツコツと…

職場での転倒・腰痛予防に努めましょう!

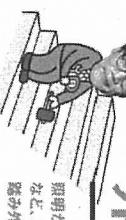


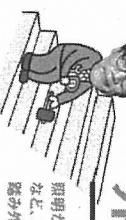
滑りの予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないな
かったり靴底がすり減っていたりする靴
などは、転倒の原因になります。

- 床の滑擦をこまめに行い、水や油などは取り除くよう
にしましょう。
- 滑りやすい場所には、注意を促す標識をつけましょう。
- 転倒予防には靴磨きが大切です。足のサイズにきちんと
合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、
靴底が大きくすり減ってきたら、すぐに買い換えましょう。

踏み外しの予防ポイント



透明や暗い、大きな荷物を抱えている
など、足元の見えづらい状態は階段の
踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明さを確保し、足元が見える状態
で昇り降りしましょう。
- 階段には物を放置せず、日ごろから整理・整頓を行
いましょう。

腰痛の予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つま
ずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、足元が見える状態で歩
きましょう。
- 床の段差は、スローペースで解消する、トラバーブで段差
をわかりやすくする、注意喚起の看板を掲示するなど
の対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから整
理・整頓を行いましょう。

スペリやムチヤはアカン!吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。
吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペリヤ
ムチヤ動画を公開中。相方が怪我をしたら、あのネタはどうなる
…? 気になる方は動画をチェック!



空家をお持ちの方！必見！

「大阪版・空家バンク」

の紹介

使用予定のない空家をお持ちで困っていませんか？

空家を放つておくと、ご自身の経済的な負担になるだけでなく、近隣住民の生命や財産を脅かすことにもなりかねません。

そうなる前に、「空家バンク」で空家の売却や利活用を考えてみませんか？

空家を放置すると、こんな問題が…

空家の所有者の声

空家の換気や駆使物の回収、
毎年約10万円納付している
ので、貯めたい。

空家の固定資産税を

毎年約12万円かかっている。

空家の老朽化が酷くなり、
売却価格が大きく下落
してしまった。



劣化した建物が第三者に危害を加えた場合、被害者から損害賠償請求されるおそれも…

⇒外壁材落下により1歳男児の死亡事故を想定した場合、損害額は5,630万円※このまるごと試算です。

ストップ！空家の放置～「大阪版・空家バンク」のご紹介～

「大阪版・空家バンク」は、府内の空家と全国の利活用希望者をサイト上でつなぐマッチングサービスです！

■「大阪版・空家バンク」の特徴

①府内市町村等の空家バンク情報が集約されていて、
②市町村ごとの公共施設や自然環境といった魅力
情報を加え、子育て支援や補助金などの
おトク情報が満載！

ホームページもご覧ください！

大阪版・空家バンク 検索

※利活用を希望される方の情報も登録することができます！

大阪版・空家バンクのメリット

年間アクセス数約15万件※なのに掲載無料！※令和3年度実績
→無料で全国の空家を探す人へのアプローチができ、掲載手続も簡単です。

マッチングした物件のうち、86%が掲載後1年内に成立！短期間での売却も期待できます！

2 一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会の全面協力による『空家の利活用支援』が受けられます！

詳しいサービス内容は裏面へ

①空家バンクへの物件掲載は、市町村等が実施します。空家のある市町村等が設置している空家バンクに、物件をご登録ください。（空家をお探しの方も、同様に市町村等の空家バンクへ登録ください）

②市町村等で物件掲載手続を行う際に、「大阪版・空家バンク」への登録意向を担当者へお伝えください。

●「大阪版・空家バンク」への物件掲載を希望される方は、『空家の利活用支援』を受けられます！
ご希望の方は、②と併せてお申し出ください。

▼まずは市町村にお問い合わせください。市町村により空家等の登録条件が異なります。

市町村等窓口の連絡先	(令和4年3月現在)	お問い合わせ					
豊中市	06-6558-2741	茨木市	072-655-2755	柏原市	072-940-6165	豊能町	072-233-3010
池田市	072-754-6583	八尾市	072-924-3783	羽曳野市	072-958-1111	能勢町	072-734-3036
吹田市	06-6384-9238	枚方市	072-447-8124	高石市	072-275-6479	熊取町	072-452-6401
東大阪市	0725-33-1131	富田林市	0721-25-1000	藤井寺市	072-939-1207	岬町	072-492-2736
高槻市	072-574-7462	堺市	072-25-2266	奥南市	072-483-9972	太子町	0721-985-533
貝塚市	072-433-7124	河内長野市	0721-53-1111	大阪狭山市	072-366-0011	河南町	0721-93-250
守口市	06-6592-1712	和泉市	0725-99-8190	阪南市	072-471-5678	千里南区	070-6928-5997

プロのノウハウで可燃性を広げませいか？『空家の利活用支援』

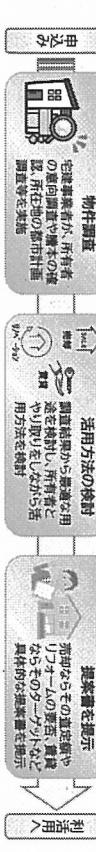
大阪版・空家バンクを運営する「大阪版の住まい活性化フォーラム」と、一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会が連携して、大阪版・空家バンクへ物件を掲載される方を対象に『空家の利活用支援』を実施しています。

（事務局：大阪府居住企画課）

大阪版府宅地建物取引業協会

◆支援① 空家の利活用提案サービス 状態が悪い物件でも、まずはご相談ください！

◆不動産のプロである宅建事業者が、あなたの空家に合った最適な利活用の方法を提案します！



大阪の空き家 コールセンター

相談
無料

06-6210-9814

空き家のワンストップ電話相談窓口です。
大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00

相談の仕組み ご相談の内容をお聞きし、
空き家相談担当者から
折り返しご連絡させていただきます。

＼ 例えば／

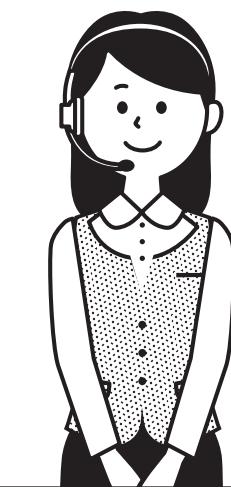
空き家の管理方法が
わからない。

相続対策、
何から手をつけたら
いいのか…

実家を賃貸・売却する
方法を知りたい。

DIY賃貸ができる
賃貸物件を
探している。

住み替えをしたい。
自宅を売ろうか貸そうか。



大阪府不動産コンサルティング協会の
空き家問題対策総合サイト

大阪 空き家
ホットライン



詳細はHPを
ご覧ください

<http://akiya.osaka.jp/>

運営：大阪府不動産コンサルティング協会 連携：大阪の住まい活性化フォーラム（事務局 大阪府居住企画課）



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

〒541-0052 大阪市中央区安土町1-4-11 エンパイアビル3階
TEL:06-6261-3340 FAX:050-3737-8899

詳しくはHPをご覧ください URL <http://oreca.jp>



府営住宅に来訪される訪問系事業者様へ 予約駐車場ロケリブの ご利用方法



ロケリブ（Locarive）は貸し駐車場の予約を一日単位で行えるサービスです

スマホでカンタン予約！

14日前から予約でき、一日単位で利用可能！

クレジット払いで現金いらず！

ご登録・予約はロケリブサイトからできます
URLを入力もしくはコードを読み取ってください

<https://www.locarive.jp>



会員登録

仮会員登録



氏名や電話番号などの会員情報を入力します

本利用登録



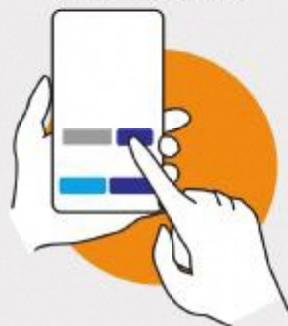
返信メールにあるURLを開き、
本利用登録の必要事項を入力します

登録完了！



駐車場のご利用方法

駐車場検索



目的地や探している駐車場の地名などを入力して検索します

駐車場予約



駐車場と日付を選択して予約
クレジット情報を入力し支払います

駐車場利用



予約時間は0:00～23:59まで
予約時間内であれば何度でも
車の出し入れが可能です

ご利用方法、ご不明な点等がございましたらロケリブホームページをご確認ください。

盲ろう者通訳・介助者派遣事業



更新日: 2020年10月15日

大阪府では、盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣しています。

1 対象者

大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者

2 派遣対象

次の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。

（1） 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次のイロハを除く。

イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの

□ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るものうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳

ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他やむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの

（2） 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

（3） 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

3 利用料

派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。

4 利用申込

原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助派遣を申請してください。あらかじめ利用登録が必要ですので、登録を希望する方は「5お問合せ窓口」にお問い合わせください。

5 お問合せ窓口

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話: 06-6748-0587 FAX: 06-6748-0589 E-mail: haken@daisyokyo.or.jp

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室自立支援課 社会参加支援グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

ホーム > 障がい者の自立・社会参加支援 > 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
(法人番号
4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話) 06-6941-

0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

(代表電話) 06-6941-

0351

[大阪府庁への行き方](#)

事務連絡
令和2年9月23日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）、介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の
取扱いについて

介護サービス事業所・施設における介護の提供に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」等の規定に基づき、当該事業所の従業者によって行われなければならないこととされています。

しかし、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えないことと整理しましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願ひいたします。

なお、実際に盲ろう者に対し介護サービスを提供する場合については、当該事業所で作成される個別サービス計画に沿った支援ができるよう、当該事業所と支援者が情報を共有するなどして互いに十分に連携することや、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該事業所の介護の提供を代替するようなことがあってはならないこと等に留意していただきますようお願いいたします。

また、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」等において、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応についてお示ししてきたところですが、適切な感染防止対策が実施されている場合には、支援者が当該事業所を訪問することについて、不当に制限することがないよう併せて周知をお願いいたします。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

地域生活支援事業の都道府県必須事業である「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の一つとして実施

事業概要

1 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

2 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

3 令和2年度予算額

地域生活支援事業費補助金(505億円)の内数

4 盲ろう者利用登録者数

1,161人(平成31年度「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」実態調査報告書(社会福祉法人 全国盲ろう者協会)より)

※ 通訳・介助員については、都道府県、指定都市及び中核市が「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」として、別途、養成している。実施に当たっては、厚生労働省が定めた「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」(必修科目42時間、選択科目42時間)を基本としている。

盲ろう者のコミュニケーション方法(主なもの)

① 触手話

両手を使って手話を使う
相手の両手に軽く触りながら触読。
弱視の人は近い距離から
相手の手話を目で見て理解する場合もあり。



② 指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを点字タイプライターのキーに見立てて点字記号を打つ方法。



③ 指文字

相手の手のひらの中に、指文字を綴って会話する方法。



～はじまります！～

介護施設・事業所向け

NEW

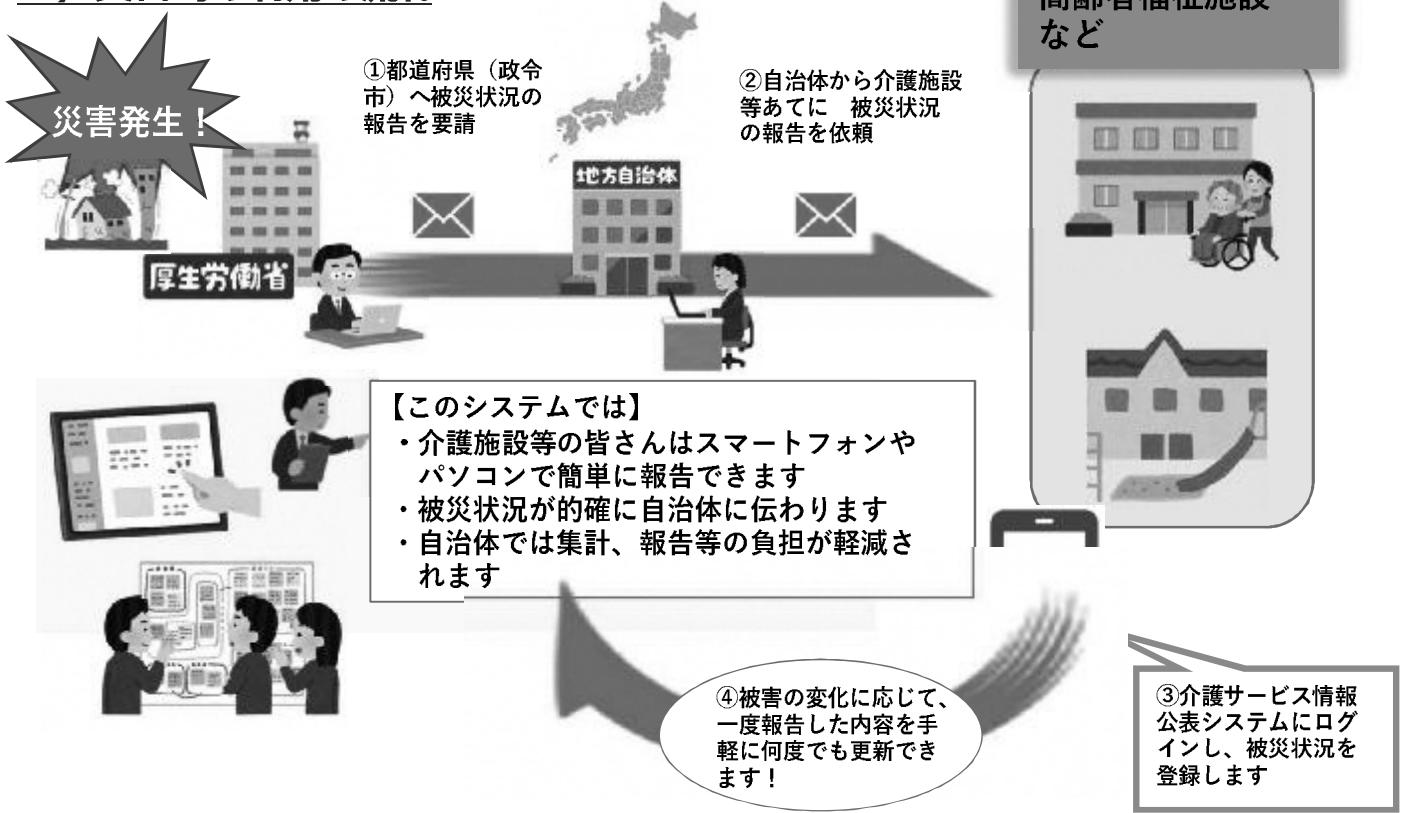
「災害時情報共有システム」概要と利用方法

1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、介護施設・事業所等（以下、「介護施設等」という）の被災状況を介護施設等と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、介護施設等のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、介護施設等の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、介護施設等から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



3) システムの特徴

1. 災害発生後、災害の規模などから必要に応じ、国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。
国は自治体を通じ、介護施設等の皆さんへ報告を依頼しますが、その際、介護サービス情報公表システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。

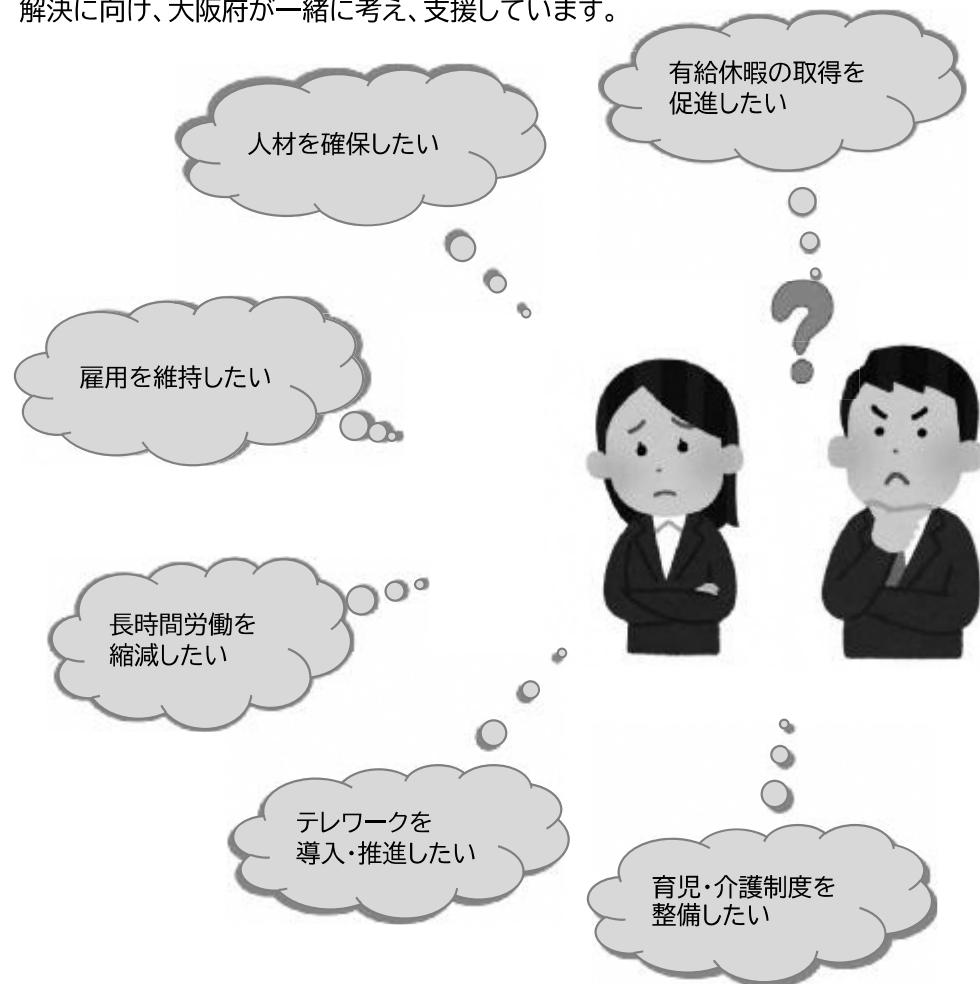
※送信いただいた情報は、自治体、国（厚生労働省）でも即座に状況が確認できます。

2. 被災状況報告は、複数回登録が可能です。状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

本件についてのお問合せは、大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課居宅Gまで（☎ 06-6944-7095）

大阪府 労働環境改善事業

中小企業の経営者・事業主のみなさまの「こんなお悩み」の解決に向け、大阪府と一緒に考え、支援しています。



《概要》

大阪府では、人材確保、育児・介護等の制度整備、業務効率化など、中小企業の様々なお悩みをお伺いし、それに応じた改善案を提案するとともに、その取組みの伴走支援を行っています。

Step1 中小企業から大阪府へ申込み

Step2 府職員が企業から悩みをお伺いし、課題を整理(※)

Step3 関係機関と連携し、改善案をご提案

Step4 改善案の具体化に向けて伴走支援

(※) 直接訪問のほか、お電話やテレビ会議システムを使ったWEB方式がご選択いただけます。
ご希望の方法をお選びください。

悩みを解決し
企業の更なる
魅力向上へ



《お申込み・お問い合わせ先》

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ

労働環境改善事業

- TEL:06-6946-2605
月～金曜9:00～12:15、13:00～18:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
- FAX:06-6946-2635



みんなの じんせいかいぎ 人生会議

Advance Care Planning

漫画
公開中!

→ウラ面へ

伝えることは、
わがままなんかじゃない。



大阪府

監修: 公益社団法人大阪府看護協会
この物語はフィクションです



「がまんを頑張るより
本当の気持ち
教えてもらえますか？」

みんなの じんせいかいぎ 人生会議

Advance Care Planning

大田さくらが
看護を担当する坂本さんは、
大腸がんに苦しんでいる。
ある日、さくらの声かけで
「人生会議」が開かれる。
どう生きたいか。
どんな医療やケアを受けたいか。
みんなで話しあううちに、
坂本さんの心に再び
「生」の灯りがともり始める。

さくらにとっての
初めての人生会議は
中学生の時だった。
それは、悲しくも温かい記憶——。

漫画「みんなの人生会議」
ウェブで無料公開中



人生会議に役立つ
記入シートがあります→



大阪府 人生会議ホームページ

大阪府 人生会議



“そのとき”から考えられない

今、人生会議 だから



はじめてみよう人生会議！

人生会議とは、希望する医療やケアについて前もって話し合いで家族や医師などと共有しておくことです。

人生会議に「いつから」ということはありません。

命の危険が迫った状態になると、約70%の人が医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが難しくなると言われています。

～人生会議とは～

誰でも、いつでも、命にかかる大きなけがや病気をする可能性があります。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのようないくつかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有していくことを人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)といいます。

人生会議を重ねることであなたが自分の気持ちを話せなくなったり、「もしものとき」に、あなたの心の声を伝えるかけがえのないものになり、あなたの大切な人の心のご負担を軽くするでしょう。

※このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。
知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

気持ちの変化があれば、その都度話し合ってみましょう。
また、今、決められないことや、考えたくないこともあると思います。

無理せず、あせらず、自分のペースで考えてみてください。

日ごろから考えたり、話し合ったりしておくことで、もしものときにあなたの希望が尊重された決定につながります。



このパンフレットでは5つのステップごとに人生会議で話し合うことについて説明しています。
「今回、決めてしまおう！」と意気込まず気楽な気分で人生会議をはじめてみましょう。

Step1

治療する際にしたいことを考えてみましょう



家族や友人のそばにいたい 好きなことを続けたい 仕事や社会的な役割を断りたい



家族や友人のそばにいたい 好きなことを続けたい 仕事や社会的な役割を断りたい

Step2

もしものとき、あなたの思いを伝えてくれる人を選びましょう



1人である必要はありません
複数人となることもあるでしょう

親しい友人

ご家族

もしも、病状などにより自分の考えや気持ちが伝えられなくなつたときには
Step1で決めた「大切にしたいこと」を尊重してくれる人を選びましょう

Step4

希望する医療やケアについて話し合いましょう

あなたが希望する医療やケアについて、あなたの希望や
と話し合ってみましょう。

このような話し合いを続けることにより、孤独死や孤立
また、病状などにより自分の考え方や気持ちが伝えられな
ついて難しい判断をする重要な助けとなります。

家族と



かかりつけ医や
看護師と
親しい友人と

Step3

かかりつけ医に相談してみましょう

具体的には

- これから予想される経過
- 受けれるであろう治療やケア
- ご自分の病名や病状 など
- ごりたいか知りたくないかも含め一度考えてみましょう

「もしものとき」の医療の例

～口から十分な栄養が取れなくなつたとき～

●経鼻胃管

鼻からチューブを通して、そこから胃に栄養料を胃に送る方法です。

●胃ろう

お腹に小さな穴を開け、そこから胃に栄養料を送る方法です。

●中心静脈カテーテルからの栄養補給

心臓付近の大さな血管にチューブを入れ点滴で栄養
補給をします。



④かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医は、あなたにとってあなたの健康や病気のことについて、経験に何でも相
談でき、信頼できる身近な医師のことです。普段受診している医療機関から「かかりつけ
医」を見つけて、ちょっと体の調子がおかしいと感じたら、相談してみましょう。

Step5 書き留めておきましょう

思いを理解してもらうためご家族やご友人、身近な専門家

死を防ぐことにもつながります。
くなったときに、ご家族やご友人が代わりに医療やケアに

パンフレットの「Step1～Step4」で話し合った内容について「人生会議の記録」に記載しておきましょう。

- どんな治療・ケアを受けたいですか？
- 病気と闘つて少しでも長く生きたい
 - 延命につながるだけの処置は避けたい
 - 痛みや苦しみが無く、自分らしさを保つことに焦点をあてたい
 - 治療を受けたいなど

- どんな所で療養したいですか？
- できるだけ住み慣れた自宅で生活したい
 - 病院や施設で療養したいなど

～自分で呼吸が難しくなったとき～

- 人工呼吸器
呼吸が弱いときに、気管にチューブを入れ呼吸を助ける機械につなぎ肺に酸素を送ります。

～心臓や肺が停止したとき～

- 心肺蘇生処置
心臓や呼吸がとまつたときに、心臓マッサージなどをを行い一時的に機能を回復させます。



④「エンディングノート」と「人生会議」

エンディングノートは、自分に万が一のことが起こったときに備え、あらかじめ家族やまわりの人へ伝えたいことを書き留めておくノートです。もしものときの医療・ケアの希望の他、お葬式の方法などさまざまです。

エンディングノートは、「ご本人がもしものときに備え『書いておく』という点は人生会議と同じですが、その内容を『話し合い・共有する』という点は違います。もし、エンディングノートを書いたら、せひその内容を信頼できるご家族やご友人、そして身近な医療・ケアチームに伝え、話し合い、人生会議をしましょう。そうすると、よりご希望が叶えられやすくなります。これが「人生会議」をおすすめする理由です。」

病気になつても住み慣れた環境で 過ごしたい方へ

在宅医療は、通院が難しい場合に、自宅などの生活の場において、医師、看護師、歯科医師、薬剤師などがチームとなって提供する医療です。

住み慣れた環境で、家族やペットとともにに過ごすなど、自分のベースで生活できることが最大のメリットです。

在宅医療には、年齢や病気による制限はなく、通院が難しい状態であれば、誰でも受けることができます。人工呼吸器や胃ろうなどが必要な状態でも、症状が安定していれば自宅等で療養することができます。

在宅医療の相談先



大阪府 人生会議(ACP)に関する情報



大阪府 人生会議

検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/zaitaku/acp-zinselkaiji.html>



Q 地域包括支援センターとは?
地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口です。
各市町村が設置主体で、対象地域に住む65歳以上の高齢者、またはその支援のための活動に関わっている方が利用できます。
大阪府内に272ヶ所（令和2年4月1日現在）の地域包括支援センターが設置されています。
どの地域包括支援センターを利用できるのか、お住いの市町村に確認しておきましょう。

健康医療部保健医療室保健医療企画課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
電話 06-6941-0351（代番）
監修：ACPマニユアル検討委員会
(事務局：公益社団法人 大阪府看護協会)

令和2年1月発行